

あなたの心が いじめゼロになる！

～つくみましょう。あったかハートの学校を～

本校は、学校教育目標に掲げる「心の温かい思いやりのある人をめざして 自ら学び取る子 すすんで協力合う子 ねばり強くやりぬく子」を育むことにより、いじめを生まない環境づくりに取り組んでまいりました。

すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるように、保護者・地域の皆様のご協力をお願いいたします。

「いじめ」とは

◆「いじめ」とは、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)です。

◆「いじめ」の判断は、いじめられた児童の立場に立って行います。

「いじめ防止対策推進法第 2 条」(文部科学省)

悪気無くても、受け手の心や体を傷つける言葉や行動は「いじめ」です。

【傷つける言葉】 陰口・無視・冷やかし・からかい・悪口・いやなあだ名で呼ぶ…

【無視】 無視・仲間外れ…

【暴力】 たたく・ける・ものをなげる・たたく(ける)ふりをする…

【ラインやメール】 ラインやメールでの悪口や仲間外れ…

【その他】 いやな絵や手紙をわたす・物をかくす・お金をたかる…

「いじめ」防止対策のための校内体制

1 「いじめ対策委員会」構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭

2 取組内容

- (1) いじめ防止基本方針の策定や見直し (2) いじめにかかわる研修会の企画立案
(3) 未然防止、早期発見の取組 (4) アンケート及び教育相談の実施と結果報告
(5) いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進

3 開催時期

学期に1回定例会。いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催。

学校における早期発見の取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) 児童への個別面談週間を学期に1回設定します。
- (2) 登校時刻の変化、授業中の集中度や態度、生活全体の表情、教室の机の配置や向き、発言に対する反応、集団行動での様子、日記や連絡帳等も活用して、児童の日常の様子を観察し、声掛けします。
- (3) 授業時間だけでなく、休み時間や放課後も児童の様子に目を配るよう努める。
- (4) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行います。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 児童を対象としたアンケート調査 | 毎月1回(生活アンケート、Q-Uテスト含) |
| (2) 保護者を対象としたアンケート調査 | 年1回(11月) |
| (3) 教育相談週間の実施 | 学期1回、いじめアンケート実施後随時 |

「いじめ」の問題への対応例～早期対応～

1 いじめが疑われた際には、「いじめ対策委員会」を核として、詳細に、丁寧に、迅速に事実確認をし、組織として適正な対応をとります。

- (1) 情報提供者からの聴取
- (2) 被害児童からの聴取
- (3) 全職員から情報収集
- (4) その他の児童からの情報収集
- (5) 加害児童からの事情聴取

2 いじめが認められた場合

- (1) 被害児童の安全確保を優先し、継続的に支援します。(保護者も含む)。
- (2) 緊急度、危険度、指導上の留意事項等を踏まえ、指導方針を決定します。
- (3) 加害児童に指導し、継続的に援助します。(保護者も含む)
- (4) 周囲の児童と全体への指導を行います。
- (5) 恐喝・暴行があった場合、関係機関と連携します。
- (6) 保護者については、その願いを聞き、その責務についてもきちんと話し合います。

※いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その改善策について検討します。

本校におけるいじめの相談窓口

〈盛岡市立桜城小学校 019-653-5758〉

- 関根邦彦(生徒指導主事):児童の学校内外のくらしのとりまとめ役です。
- 柘内裕子(養護教諭):児童の体や心のことについての相談役です。
- 児童・学校に対することなど、何でもお気軽に副校長へもご連絡・ご相談ください。

個人情報は守ってまいります。安心して情報をお寄せください。

(平成29年9月4日)